

15 選挙

身 知 精

選挙管理委員会

衆・参議院議員、県・市議会議員及び知事・市長選挙の際は、所定の条件にあてはまる場合、様々な投票制度が利用できます。また、投票日当日の投票所や期日前投票所では、車椅子や老眼用のめがねの貸し出しのほか、椅子・車椅子に座って利用できる高さの低い投票記載台も用意しています。

各投票制度の詳細な内容等は、各区役所内の各区選挙管理委員会までお問い合わせください。

施設名	郵便番号	所在地	電話	FAX
川崎区選挙管理委員会事務局	210-8570	川崎区東田町8 川崎区役所12階	201-3124	201-3209
幸区選挙管理委員会事務局	212-8570	幸区戸手本町1-11-1 幸区役所4階	556-6604	555-3130
中原区選挙管理委員会事務局	211-8570	中原区小杉町3-245 中原区役所4階	744-3128	744-3340
高津区選挙管理委員会事務局	213-8570	高津区下作延2-8-1 高津区役所2階	861-3124	861-3103
宮前区選挙管理委員会事務局	216-8570	宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所3階	856-3126	856-3119
多摩区選挙管理委員会事務局	214-8570	多摩区登戸1775-1 多摩区役所10階	935-3128	935-3391
麻生区選挙管理委員会事務局	215-8570	麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所3階	965-5109	965-5200

ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/58-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

身 知 精

期日前投票制度

選挙は、投票日に定められた投票所において投票するのが原則ですが、投票日の当日に「一定の事由」に該当すると見込まれる方は、投票日の前であっても、期日前投票所において投票することができます。

「一定の事由」とは、投票日に仕事や用事がある場合、身体の障害等により歩行が困難で投票日に投票所に行くことができない場合などが該当します。期日前投票をすることができる期間、時間、場所等の詳細については、各区選挙管理委員会（上記のとおり）までお問い合わせください。

身 知 精

代理投票・点字投票制度

代理投票や点字投票を希望される方は、投票所で係員にお申し出ください。

また、これらの方法による投票は、期日前投票及び病院、老人ホーム等の施設での不在者投票においても行うことができます。詳細は各区選挙管理委員会（上記のとおり）までお問い合わせください。

投票制度	概要
代理投票	身体が不自由または文字の読み書きができない等により、自分で投票用紙に記載することができない場合に、投票所の係員に代筆してもらい投票することができる制度です。なお、代理投票を希望される方の意思確認方法について、代筆する係員と介添人の方等とが事前に打ち合わせることが可能です。
点字投票	目が不自由な方が点字で投票用紙に記載することができる制度です。各投票所にて点字器の貸出を行うほか、ご自分の点字器も使用できます。

病院、老人ホーム等の施設での不在者投票制度

内 容 … 都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所中の方が、その施設内において、公示・告示の翌日から投票日の前日までの間に、不在者投票を行うことができる制度です。

入院・入所中の施設が指定施設になっているかを知りたい場合、施設に直接確認するか、各区選挙管理委員会（150 ページ参照）までお問い合わせください。

手 続 方 法 … 院長や施設長（不在者投票管理者）に投票用紙等の請求を依頼してください。請求に基づき、院長や施設長（不在者投票管理者）がお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せます。

なお、ご自身で、お住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せることもできます。

身

郵便等による不在者投票制度

内 容 … 身体に一定の重度の障害を有する方が、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、一定期間内に投票用紙等を自宅等に郵送してもらい、自宅等で投票の記載をすることができる制度です。また、自ら投票の記載をすることができない方については、あらかじめお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会に届出をした代理記載人 1 人（選挙権を有する方）が自宅等でご本人に代わって投票に関する記載をすることができる「代理記載」の制度もあります。

手 続 方 法 … 手続きなどに一定の時間を要しますので、早めにお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会（150 ページ参照）にお問い合わせください。

対象となる方 … 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで次の表の障害の程度に該当する方です。

【「郵便等による不在者投票制度」の利用対象者】

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
	両下肢、体幹移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症
	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険被保険者証	要介護状態区分 要介護 5
-----------	---------------

【「代理記載制度」の利用対象者】

上記「郵便等による不在者投票制度」の対象となる方であり、かつ、「自ら投票の記載をすることができない方」として定められた次の表の障害の程度に該当する方

身体障害者手帳	障害名	障害の程度
		1 級
	上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		特別項症	第 1 項症	第 2 項症
	上肢、視覚の障害	○	○	○